



長崎県公報

目 次

◎ 訓 令

所管課(室)名

○長崎県決裁規程の一部改正

新行政推進室

訓 令

長崎県訓令第8号

本 庁
地方機関

長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表第3（第12条関係） 総務部 略				別表第3（第12条関係） 総務部 略			
課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
スマート 県庁推進 課			略	情報政策 課			略
略 県民生活環境部 略				略 県民生活環境部 略			
課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
食 品 安 全・消費 生活課		1 食品表示法（平成25年法律第70号。以下本号中「法」という。）第6条第1項の規定による表示の指示に関すること（法第4条の規定により表示の基準が定められている事項のうち、品質に係る事項に関するものに限る。）。	1 食品表示法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（法第4条の規定により表示の基準が定められている事項のうち、品質に係る事項に関するものに限る。）。 <u>ア 法第8条第2項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問</u> <u>イ 法第12条第1項及び第3項の規定による申出の受理等</u>	食 品 安 全・消費 生活課		1 食品表示法（平成25年法律第70号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（法第4条の規定により表示の基準が定められている事項のうち、品質に係る事項に関するものに限る。）。 <u>ア 法第6条第1項の規定による表示の指示</u> <u>イ 法第8条第2項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問</u>	

		2 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第7条、第8条、第8条の2、第14条、第15条、 <u>第15条の2</u> 、第22条、第23条、第23条の2、第38条、第39条、第39条の2、第46条、第47条、第47条の2、第56条、第57条、 <u>第57条の2</u> 、 <u>第58条の12</u> 、 <u>第58条の13</u> 及び <u>第58条の13の2</u> の規定による業務改善の指示及び業務停止命令に関すること並びにその事務に係る法第60条に規定する事務に関すること。	2 略
		3 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第7条第1項</u> 及び <u>第28条</u> の規定による措置命令、勧告及び公表に関すること。	3 不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項及び第29条第1項の規定による合理的根拠を示す資料の提出要求並びに報告の徴取及び立入検査に関すること。
		4～8 略	4～10 略

略
福祉保健部
略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
医療政策課	1 略	1～8 略 9 略	1～9 略

		<u>ウ 法第12条第1項</u> 及び <u>第3項の規定</u> による申出の受理等	1 略
		2 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第7条、第8条、第14条、第15条、第22条、第23条、第38条、第39条、第46条、第47条、第56条及び第57条の規定による業務改善の指示及び業務停止命令に関すること並びにその事務に係る法第60条に規定する事務に関すること。	2 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項及び第9条第1項の規定による合理的根拠を示す資料の提出要求並びに報告の徴取及び立入検査に関すること。
		3 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号） <u>第6条</u> 及び <u>第8条の2</u> の規定による措置命令、勧告及び公表に関すること。	3～9 略
		4～8 略	

略
福祉保健部
略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
医療政策課	1 略	1～8 略 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第10条の規定による予防計画の策定 イ 法第33条の規定による交通の制限及び遮断 ウ 法第43条の規定による報告の請求、検査及び診療報酬の支払の差し止め 10 密入国検疫に関すること。 11 略 12 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条及び第9条の規定による臨時予防接種の命令に関すること。 13 災害時防疫及び給水に関すること。 14 地方病撲滅対策の樹立及び実施に関すること。	1～9 略 10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち次に掲げる事項に関すること。 ア 法第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第14条第3項、第14条の2第4項、第15条第13項及び第14項、第51条第1項、第52条第1項及び第56条第2項の規定による報告及び通報 イ 法第14条第1項及び第6項、第38条第2項及び第9項の規定による医療機関の指定及び取消し ウ 法第15条第1項及び第35条第1項の規定による職員の任免 エ 法第15条第8項、第10項及び第11項の規定による命令、通知及び書面の交付 オ 法16条の2第1項、第2項及び第3項の規定による要請、勧告及び公表

--	--	--	--

			カ 法第24条の規定による委員の任命 キ 法第42条の規定による医療費及び療養費の公費負担 11 予防接種の実施に関すること。 12 経口生ポリオワクチンの配布に関すること。 13 急性感染症防疫業務のうち技術的指導に関すること。
--	--	--	---

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項
感染症対策室		1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第10条の規定による予防計画の策定 イ 法第33条の規定による交通の制限及び遮断 ウ 法第43条の規定による報告の請求、検査及び診療報酬の支払の差し止め 2 不法入国者の臨時衛生措置に関すること。 3 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条及び第9条の規定による臨時予防接種の命令に関すること。 4 災害時防疫に関すること。	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち次に掲げる事項に関すること。 ア 法第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第14条第3項、第14条の2第4項、第15条第13項及び第14項、第51条第1項、第52条第1項及び第56条第2項の規定による報告及び通報 イ 法第14条第1項及び第6項、第38条第2項及び第9項の規定による医療機関の指定及び取消し ウ 法第15条第1項及び第35条第1項の規定による職員の任免 エ 法第15条第8項、第10項及び第11項の規定による命令、通知及び書面の交付 オ 法第16条の2第1項、第2項及び第3項の規定による要請、勧告及び公表 カ 法第24条の規定による委員の任命 キ 法第42条の規定による医療費及び療養費の公費負担 2 予防接種の実施に関すること。 3 急性感染症防疫業務のうち技術的指導に関すること。

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項
医療人材対策室		1 略 2 略 3 長崎県専門医師確保対策資金の貸与、貸与の取消し、停止及び返還命令に関すること。 4～6 略	1 略 2 略 3 長崎県専門医師確保対策資金の返還の免除又は猶予に関すること。 4～9 略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項
医療人材対策室		1 略 2 長崎県医師研修資金の返還命令に関すること。 3 略 4 長崎県小児科・産科医師確保緊急対策資金の貸与、貸与の取消し、停止及び返還命令に関すること。 5～7 略	1 略 2 長崎県医師研修資金の返還の免除又は猶予に関すること。 3 略 4 長崎県小児科・産科医師確保緊急対策資金の返還の免除又は猶予に関すること。 5～10 略

略

産業労働部

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
雇用労働政策課		1～10 略 11及び12 略	1～10 略 11 技能検定試験の実施及び合格者の決定に関すること。 12及び13 略

略

別表第6 (第19条関係)

地方機関名	第一次代決者	第二次代決者
略		
略		

(注) 略

略

産業労働部

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
雇用労働政策課		1～10 略 11 技能検定試験合格者の決定に関すること。 12及び13 略	1～10 略 11 技能検定試験の実施に関すること。 12及び13 略

略

別表第6 (第19条関係)

地方機関名	第一次代決者	第二次代決者
略		
新幹線用地事務所	総務用地課長	
略		

(注) 略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二二
四

印刷所
印刷人

長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永 泰
岩永印刷所